

## 教育委員会会議の議事録（平成29年12月定例）

◆ 日 時 平成29年12月27日（水）午後3時から午後5時17分まで

◆ 場 所 上杉分庁舎 教育局第1会議室

◆ 出席委員	教 育 長	大 越 裕 光
	委員・教育長職務代理者	吉 田 利 弘
	委 員	齋 藤 道 子
	委 員	加 藤 道 代
	委 員	花 輪 公 雄
	委 員	中 村 尚 子
	委 員	里 村 正 治

### ◆ 次 第

- 1 開 会
- 2 議 事 録 承 認
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 報 告 事 項  
(1) 教職員の人事に関する事項について（学校職員の懲戒処分について）
- 5 付 議 事 項  
第38号議案 平成30年度の作並小学校新川分校の休校について  
第39号議案 平成30年度の生出小学校赤石分校の休校について  
第40号議案 平成30年度学校給食費の決定について  
第41号議案 平成31年度仙台市立中等教育学校入学者選抜方針について  
第42号議案 新しい仙台市立高等学校入学者選抜制度について  
第43号議案 教育功績者の表彰について  
(一般職員部門、児童生徒部門、一般教育文化部門)  
第44号議案 教育功績者の表彰について  
(学校職員部門)  
第45号議案 教職員の人事に関する事項について  
(教職員の人事異動について)
- 6 閉 会

## ◆ 会議の概要

- 1 開 会 午後 3 時
- 2 議 事 録 承 認 11 月 臨 時 会
- 3 議事録署名委員の指名 中 村 委 員

### 4 報 告 事 項

#### (1) 教職員の人事に関する事項について（学校職員の懲戒処分について）

（教職員課長 報告）

#### 資料にもとづき報告

- 齋藤委員 この届け出の不正はどういう形で発覚したのか。
- 教職員課長 同居の方の勤め先で新たな住居手当の申請があり、添付書類である契約関係書類の同居人欄にこの職員の名前と勤務先があったとのことで、市教委に問い合わせがあった。そこでこちらで確認した結果、発覚したものである。
- 齋藤委員 同居の方も教員関係者ということか。
- 教職員課長 同居人については、現在は同居をしていない状況であり、個人のプライバシーに関する事なので、公表については控えさせていただいている。
- 教育長 こういう手続きをくぐり抜けて行われたということは本当にはないことであり、ほかの職員はどうなのかと不信を招くことになりかねない。再発防止策が非常に大事になるかと思う。この住居手当に限らず、しっかりした態勢をとる必要があるので、その点を事務局から説明していただきたい。
- 教職員課長 住居手当等の諸手当の申請に当たっては、所属長及び事務職員が確認することになっている。これまでは添付書類は写しを確認することが多かったが、必要に応じて添付書類の原本と写しの内容の照合も行いながら、一層の確認徹底をしてまいりたい。
- これまでもコンプライアンスの研修を行っているほか、教育委員会でコンプライアンス研修資料を作り、各学校に配付して活用していただいている。その資料の中でも、給与等の違法支払い、不適正受給についての項目があるが、あらためてそういった資料の活用を図りながら、各種手当の申請、受給が適正に行われるよう、指導を徹底していきたい。
- 教育長 里村委員は、コンプライアンスに大変お詳しいが、何かご意見いただけるか。
- 里村委員 こういう事故を防ぐためには、やはり申請者が正しく申請することが大事だ。しかし、人間だから何かうまくやりたいという気持ちを持ってしまうこともあるので、再発防止策というのは非常に難しい。
- 市の職員としてきちんとルールに則って行うという意識が薄れることのないよう、日頃から朝礼のような場で上司からお話いただくことが良いかと思う。具体的な再発防止策というのは微に入り細に入ると、必ずしも有効ではない。もう少し大きく捉えて、気持ちの上で間違った道を行かないようにすることが大切である。ご質問の答えになっていないかもしれないが、やはり大きく捉えて、市の職員として、あるいは教師として社会的な責任を果たしていこうという気持ちを醸成するような、それぞれの単位での組織運営をすることではないかと思う。
- 教育長 当然、再発防止のための対策はしていく必要はあるが、やはり我々、教師も含め

て公務員であるので、本来の公務員のマインドというものを、日頃から各所属長において醸成していきたい。市役所全体の中で、朝礼の定着を図っているところだが、学校においては職員会議などの場面で、管理職から伝えていく必要があるだろう。事務局でも十分に学校へ周知徹底していただければと思う。

## 5 付 議 事 項

第 38 号議案 平成 30 年度の作並小学校新川分校の休校について

第 39 号議案 平成 30 年度の生出小学校赤石分校の休校について

(一括して、学事課長 説明)

加藤委員 資料によると、現在の 7 歳児、8 歳児は 1 名、2 名となっているが、現在、この児童は生出小学校や作並小学校の本校に通っているのか。

学事課長 これらの児童は本校に通学している。事情により別の学校に通っている児童が一人いる。

花輪委員 本校に通うとなると、どうしても遠くなってしまいが、交通の支援は何かあるのか。また、今回の場合はどのような対応となるのか。

学事課長 遠距離通学補助という制度があり、小学生の場合は、自宅から学校までの距離が 3 キロ以上 4 キロ未満の場合は、通学定期の 5 カ月分を補助し、4 キロ以上の場合には通学定期の 10 カ月分を補助する。この地域は自宅の場所によって少し違う面はあるが、分校から本校まで 3 キロ以上あるので補助の対象としている。

教 育 長 生出はどうか。

学事課長 赤石分校から生出小学校までは約 3.8 キロあるので、該当になるかと思う。

吉田委員 従前、例えば新川分校は 3 名、赤石分校は 4 名でも運営されていた。そう考えると、現在の小学生や今後未就学児が入学したときの児童数は、休校前の児童数に達するわけだが、分校再開の要件はどうなっているのか。保護者の意向との関係などを教えていただきたい。

学事課長 地域の学校であるので、保護者の希望があれば再開の方向で考えることになる。ただ、児童の教育上の適正規模というものもあり、そういうことについて保護者と話し合うことになるかと思う。

里村委員 再開という方向もあると思うが、児童数が 2、3 人となると適正な教育をするには至っていないと理解する。仙台市だけでなく、分校の休校という流れは抗しがたい面があり、休校にした学校を地域おこしのために再活用する仕組みづくりの検討がなされるべきではないかと思う。

私が知っている例では、山間部の廃校になった学校の校舎を森林関係の企業に買い取っていただき、子供が森と親しむための自然教室みたいなものを開いているというもある。活用の方法はいろいろあると思うが、休校となった校舎を、民間の力を生かして、地域が元気になるために再活用するという検討はされているのか伺いたい。

学校規模適正化推進室長 民間事業者のアイデアを活用して、学校の跡施設を利活用している他都市の事例があることは承知している。新川分校と赤石分校は、まだ休校の段階のため、正式に教育委員会として跡施設の利活用を民間の事業者等に諮るということにはできないが、閉校となれば利活用の検討は進めることとしている。

利活用の検討の順番としては、まず仙台市の事業として使うことを検討する。仙

台市では使わないとなったり、活用しない部分があったりすれば、次に、公益的あるいは公共的な団体の事業で使うことを考える。さらにそういう利用もないという場合に、民間の事業者の利活用を検討するという段階で検討していくことになる。

教 育 長  
学校規模適正化推進室長

過去の例を紹介していただきたい。

平成 25 年 3 月に閉校した泉区にある松陵小学校は、施設を一括して県にお貸しして、特別支援学校の分校として使うことが決まっている。

平成 27 年 3 月に閉校した貝森小学校は、校舎は本市の歴史的公文書センターに活用する。プールのあった場所は、プールを解体し、障害福祉サービス事業所が障害者の方の通所施設に利用する。体育館については、歩いて 5 分ほどのところにある仙台高校で、部活動で使用するのに体育館や校庭が一部不足していることから、運動施設にするということでの活用が決まっている。

同じく平成 27 年 3 月に閉校した坪沼小学校については、現在、地域の皆様と一緒にその利活用の検討を進めているところである。

教 育 長

もう少しさかのぼると、大倉ダム付近にあった大倉中学校も閉校したが、そこは解体して、古民家を移し、また、ふるさとセンターというキャンプなどアウトドアが楽しめる場所として活用している。

休校というのは学校としてはまだ閉校になっていない、廃校になっていない状態であるので、今後これは最終的に廃校となった場合は、事務局から説明があったように再活用という視点で取り組む形になっている。

里 村 委 員

非常によく取り組んでいることは分かった。少し先走った話かとは思いますが、こういう大きな建物やグラウンドを含めた利活用の検討は、オープンにしないまでも、例えば休校の段階から始めるべきだと思う。廃校となって初めて検討を開始するというのは、民間でそれをしようとする、少し時間的にきつい。

もう一つは、公の立場でいろいろ再利用を検討して、全部ノーだったから今度は民に回すという手順についてだが、これもやや縦割り過ぎて、どういうふうに再活用するかを先に検討すべきで、それを公と民でどういうふうに振り分けるかというソリューションもあるはずだ。私の意見も細か過ぎるのかもしれないが、時間が掛かり過ぎるという印象を持った。そのあたりの工夫ができないものかと思った。

総務企画部長

学校は教育施設というだけでなく地域施設であり、地元の方々の意向が非常に大きい。今、休校しているこの二つの学校は歴史があり、地域としても今の状態は残念なことであり、やはり再開したいという思いが強い。仮に、再開とならなくても、地域のシンボルとして有効にしたいという思いが強いところがある。今の時点で、廃校等を見据えて教育委員会が動くとなると、それはなかなか地域のほうで受け入れがたい状態になると思われる。

この先、入学してくる子供がおらず、最終的にどこかで仮に廃校とするにしても、そのときには地域の方々の了解を得て結論を出すことになる。その地域との相談の過程では、当然、廃校後の利活用についても一緒に考えていくことになる。

二点目だが、学校施設の建設の際に国の補助が入っているため、一定の年限が経っていない場合は、教育施設でなくなるときに、まず公共利用を優先してくださいという縛りみたいなものがかかってくる。そのため、まず役所の中で使えるかということからスタートしないといけないということがある。

里 村 委 員

歴史のある学校が、休校と再開を繰り返しながら残っていくより、地域の人たち

の思い出に残るような形で、地域に貢献する施設として生きていくことのほうが、よほど価値があるのではないか。長い歴史の中で、学校に対する地域の思いもあるわけだが、学校として存続させるということに価値を置き過ぎているのではないかという印象だ。

地域の人たちの感情を無視してやろうというのではなく、みんなが喜ぶ形で解決していくことがゴールである。最終的にやむを得ず廃校となったときに、地域の人たちにとってより良い利活用をするためには、現状のルールを超えて、準備の期間をもう少し持つとか、民間の力を活用するとか、いろいろなことが考えられるのではないか。入学する子供たちが少なくなっているということに対して、きちんと問題点を見据えて前向きな対策を打とうという姿勢が乏しいのではないかと感じる。

教 育 長 就学前の子供の数は相変わらず少なく、休校に当たっての地域との話し合いは継続していくことになろうかと思う。閉校後のことについても、地域の方との話し合いの中で、より地域にも貢献できるような利活用の仕方を目指すことが最も良いわけで、その点、今のお話を踏まえながら事務局で考えてもらいたい。

齋 藤 委 員 休校については、学区内の町内会長が確認済みということだったが、地域おこしをしようとか、地域活性化を目指そうというのは、やはり地域の方たちが名乗りを上げたり、手を挙げたりしなくては始まらないと思う。いろいろな話し合いの場がある中で、学校を運営している教育委員会としては、地域の方からそういったことについて相談があれば、いくらでも話し合いを進めていくことは可能だと思えばよいと思う。

総務企画部長 継続的な話し合いというのは続けていて、当然、学校の問題だけではなくて、地域活性化という別な視点の問題など全市的に取り組むものもあるので、そういった意味で幅広く検討や議論を進めているところである。

原案のとおり決定

#### 第 40 号議案 平成 30 年度学校給食費の決定について

(参事兼健康教育課長 説明)

教 育 長 資料別紙の表の種別で、委託炊飯方式と自校炊飯方式とあるが、これについて説明を願いたい。

参事兼健康教育課長 ご飯を提供する場合に、民間の炊飯業者から学校に配送される方式を委託炊飯方式、自分の学校で直接ご飯を炊いて、自分の学校で食べるというスタイルを自校炊飯方式と呼んでいる。

里 村 委 員 副食費の推移のグラフで平成 25 年に急に上がっているのは、消費税の影響か。  
参事兼健康教育課長 平成 25 年度に給食費の改定を行い、小学校、中学校それぞれ 20 円程度給食費を上げた。直接的にはその影響であるが、消費税が 8%になったことは、きっかけにはなっている。

里 村 委 員 仮に、平成 31 年 10 月に消費税が上がるとすると、来年末ごろには 31 年度の給食費について議論しなければいけない。今までの例でいくと、10 月に改定される  
として、4 月から 9 月分と、10 月から 3 月分などと、2 回に分けて審議されるという理解でよろしいか。

教 育 長 今後の消費税値上げに対する給食費の扱いについて、今後どういう審議がされる

のか、事務局から説明を願う。

参事兼健康教育課長 自校で調理をしている単独調理校というのが約 80 校ある。単独調理校では、集金から、食材費の支払い、契約などの事務も学校内で完結して行っており、これを私会計と呼んでいる。31 年度からは、教育委員会でそれらの事務を一元的に行い、集金しそれを単独調理校に配当するという事で予算化する。これを給食費の公会計化というが、今、その準備を進めている。

31 年度の給食費については、今のところまだはっきり申し上げられるものではないが、市で予算化できるため、仮に食材が急騰した場合でも、市の予算がある限り食材を確保できるのではないかと考えている。しかし、市の負担が過大になるのは問題であるので、食材費が高くなった場合に、保護者からどの程度負担いただくのが適切かということも、併せて検討していかなければならないと思っている。

総務企画部長 ご質問の趣旨は、消費税の増税に合わせて、年度の途中で給食費の改定を行うのかというお話かと思う。今回、消費税を 10% に上げるに当たっては、食品については軽減税率が適用されるという話もある。そうした場合、給食費として保護者に負担いただいているのは、原則として食材費になるので、例えば、直接野菜を仕入れる分については軽減税率が適用されるだろうと。一方で、牛乳のように配送も入るとか、あるいは加工した食品となると、税率の影響が出てくることもあるかと思う。そういったことから、実際にどの程度の影響が出るのか、また、年度途中で金額を変えることで現場にどれくらいの影響があるのかということの詳細に分析して、通年で同じにするのか、それとも 2 段階でやるのかというのは来年度の議論になると思う。

里村委員 保護者の方へ、消費税率が上がったから給食費も上がるというような機械的な説明は好ましくないだろうということが一つある。それから、政治のことなので、もしかしたら上がらないこともあり、そういう不確定要因がたくさんある中で、これを決めていかなければならず、ご苦労があると思う。ただ、予定が変わったときの対応も付して示すというようなことも必要だろうと思う。

それから、公会計化という話があったが、おそらくそれは良い方向で変更するのだろうと思うが、給食費の変更について、旧制度で計算した場合はこうなるということの説明が必要だと思う。

総務企画部長 先ほど課長から説明したとおり、公会計化とはお金の集め方と支払いの仕方の話なので、給食費自体には影響を与えない。

里村委員 もう一つ。資料のエネルギー給与栄養量で、充足率が 97% となっている。この数字の意味が分からないのだが、充足率は 100% でなければならないものなのか。97% なら良くて、例えば 85% なら改善が必要という場合、どういう見極めになるのか。

給食運営係長 ささまざまな栄養素などについての摂取基準があり、ビタミンやカルシウム、タンパク質などについても充足率を出しているが、ここでは代表的なものとしてエネルギーについて記載した。ほかの栄養素の充足率も概ね 100% 前後となっており、学校給食運営審議会ではそれらの栄養素の総体をみて、審議いただいたところである。

教育長 「概ね」というところの許容範囲はどこかというご質問かと思う。例えば 97% は充足率として許容されているということだと思うが、その基準はどうなっているのか。

給食運営係長 基準としては 100% の数値が示されているのであって、それを「満たしている」

「満たしていない」「概ね」となったときにどうかという基準はなく、それぞれの市町村教育委員会の判断となる。

教 育 長  
里 村 委 員

そのあたりの考え方である。

そうなると、充足率を上げたときとの比較検討は少なくともしないといけないのではないか。

教 育 長  
総務企画部長

要は「栄養素が足りていないのか」と言われたときに対する説明ができるかだ。

どこにラインを引くかというのは難しいところではあるが、数値は標準として示されているものであり、それぞれの学校によって、数値を積み上げていくと、やはり若干のぶれは出てくるかと思う。

資料で示しているのは、栄養量、エネルギーの部分であり、一方で体格の測定結果などを見ると、仙台市の子供は発育が良いほうなので、プラスに振れるよりはという部分も若干ある。100%を目指してはいるが、食材の価格変動等により、使用するものが変わることもある。その場合、プラス、マイナスの許容範囲については、国でも特に示しているものがないので、確かに難しいところではあるが、総合的なところから、許容範囲ではないかと判断したところである。

教 育 長

資料に写しがあるが、学校給食運営審議会という、現場の栄養士さんや大学の先生方も入った審議会があり、そこで議論され、結果としてこの程度なら現状の給食費は据え置きで良いだろうという判断をいただいている。先ほどのご質問に戻るが、消費税の問題も、来年12月ごろになると情報の確度が高まり、31年度、32年度の給食費はどうか検討していただくようになると思う。

花 輪 委 員

いろいろな食材が値上がりしている中で、長年、据え置きということでやってこられているのは、非常に頑張っておられるなというのが実感である。

二つ質問だが、一つは給食費についての県内の他市町村、あるいは全国的な比較はどうか。食材の購入や人件費とも関わってくるかと思うが、そのあたりを伺いたい。

2点目は、給食費の集金に関して本市はどうしていくのかということである。私は一刻も早く先生の手から、あるいは学校の手から離してやったほうがいいのではないかと思っていた。先ほど平成31年度からと説明があったが、消費税の値上げ等々に関わらず、早めに実施できるよう動いていただきたく要望したい。

参事兼健康教育課長

学校給食費の他都市との比較について、県内他市町村の平均は、小学校が259円、中学校が311円に対して、仙台市は小学校245円、中学校290円とどちらも低くなっている。政令指定都市20市の平均は、小学校が252円、中学校が305円であり、こちらも仙台市は下回っているという現状である。

続いて、給食費の徴収あるいは給食費に関わる事務処理は、現在は学校が主となって行っている事務である。これを平成31年度にすべて教育委員会に一元化することを検討しており、31年度から実施する。30年度の当初にはアナウンスし、学校や保護者への説明を1年ぐらいかけて行い、周知を図っていきたいと考えている。

教 育 長

システムの準備に1年近くかかるため、31年度からの実施に向けて進めているところである。公会計化は以前から求められていたもので、やっと実現の目途がついたところである。

中 村 委 員

資料「平成29年度学校別給食実施状況」の中にある「単独調理校」「親子方式校」について教えてほしい。

参事兼健康教育課長 単独調理校とは、自分の学校で給食を調理している学校である。「親子方式」は、ある学校で給食を作り、その給食を近くの学校に配送する制度で、給食を作る学校を「親」、配送を受ける学校を「子」と呼んでいる。例えば、生田小学校、中学校がその親子方式を採用している。「親」が小学校で、「子」が中学校である。

加藤委員 給食費のことから少し離れるが、残食のことについて教えていただきたい。いかに立派な質の高い給食を作っても、それがたくさんの残食になってしまうのでは、それこそ充足していないということになってしまう。残食の最近の状況を教えてほしい。

参事兼健康教育課長 給食の食べ残しは毎日すべて把握しているわけではなく、年に2カ月ほど調査の期間をとっている。その推計にはなるが、残食の割合としては、小学校で今年度8.9%、中学校では少し増えてふえて12.0%という数字である。

教 育 長 ここ数年の経緯はどうか。

参事兼健康教育課長 小学校も中学校も震災以降ここ5年ぐらい、残食率は減り続けている。

花輪委員 この単位は、重量ベースか、カロリーベースか。

参事兼健康教育課長 重量である。

原案のとおり決定

#### 第41号議案 平成31年度仙台市立中等教育学校入学者選抜方針について

(高校教育課長 報告)

教 育 長 仙台市内には中等教育学校が1校、市立の仙台青陵中等教育学校がある。その平成31年度、つまり再来年度の入学者選抜方針について今の段階で決定し、実務を進めていくことになる。定員は何人か。

高校教育課長 定数は中等教育学校140名となっている。

教 育 長 小学6年生が受験し、中学に相当する前期課程と高校に相当する後期課程合わせて6年間をここで学ぶ。通学区域について説明願いたい。

高校教育課長 仙台市内が通学区域となっている。

教 育 長 間もなく30年度の入試が行われる予定だが、先日、倍率が発表された。

高校教育課長 今年度行われる30年度の入試であるが、男女合わせて出願者は378名で、受験倍率は2.70倍となっている。

原案のとおり決定

#### 第42号議案 新しい仙台市立高等学校入学者選抜制度について

(高校教育課長 報告)

里村委員 学力検査の実施教科は国語、社会、数学、理科、英語とあり、ほかに面接と作文がある。面接や作文の試験は、県立高校も含めてほとんどの高校でやっているのか教えてほしい。

また、資料の2ページ、調査書点の評定の換算率のところ、不登校生徒等を積極的に受け入れる学校は、0.25未満の換算率とすることができるとあるが、これは、本人が自分は不登校生徒だと認識している場合のことか。そのあたりの取り扱いはどうなっているのか。不登校生というのはある一定の定義を決めて適用するのだと



思うが、この種の話はマルとバツだけじゃなくて三角もいっぱいあるわけなので、この制度自体について本源的な問題がないかという疑問を持った。

高校教育課長 まず、現行の入試制度であるが、前期選抜では各高校が学校独自検査、例えば体育、美術系の学科なら実技試験だったり、あるいは作文、個人面接・集団面接、英語による口頭試問だったり、そういった独自検査を必ず一つ以上行うことになっている。新しい入試制度では、生徒は共通選抜、特色選抜の区別なく出願をする。このため、例えば特色選抜で作文を実施するとなったら、共通選抜部分も含めて受験生全員が作文を受けるようなシステムとなっている。

不登校生徒を積極的に受け入れる高校であるが、例えば仙台市立学校であると、大志高校は不登校生徒が比較的多く入学している高校である。中学校側でつける調査書点、つまり中学校3年間の学習の成果を示すものだが、不登校生徒の場合は評定が1だったり、あるいは評定がつけられなくて空欄になっていたり、あるいは特別支援学級の子供であると文章表記になったりということがある。このため、高校側が不登校生徒を受け入れようとする場合は、高校側の判断で調査書点の換算率を低く設定するというものである。したがって、出願者自身が自分は不登校だから、この換算率を適用する方に出すというような出願の仕方ではない。

文科省では年間30日以上欠席を長期欠席としている。出願の際に提出される調査書には欠席日数が書かれているので、過去の傾向から、中学校で欠席が多かった生徒がよく受験していると思われる高校については、このような仕組みを取り入れることも可能な形になっている。

教 育 長 保護者もその時点では、生徒が不登校であることを了解しているという認識で良いのか。

高校教育課長 本人や保護者が不登校であることを認識しているかどうかではなく、高校側で不登校の子供たちを積極的に受け入れようとしたときに、その換算率を大幅に下げることが可能だということである。ただ、本人や保護者も中学校の通信表で欠席日数が多いことは分かるものと思う。

里 村 委 員 私が心配しているのは、子供や親が不登校を認識しているとか、または、あなたは学校で欠席が多いから、この高校でないと、ほかは受かりませんよとか、そのように人と人を区別するような線引きがどのくらい試験のときになされているのかということだ。その線引きの仕方によっては、教育上好ましくないのではないかという疑問がある。

さらに、例えば、「誰々君はあそこの高校だから、きっと不登校だったのじゃないか」と周りから言われるなど、そういうことも少し心配をしている。子供自体は成長とともに変わるかもしれない。でも、レッテル貼りの教育になっているのではないかという心配だ。

高校教育課長 換算率は、学年ごと、あるいは教科ごとに変えることも可能な制度になっている。現行の入試制度でも、例えば体育や美術などで特色を持っている学校は、当然この評定の部分の換算率を非常に低くしている状況もあるので、換算率については各学校がいろいろな形を出してくるものと思われる。だからといってこの学校は積極的に不登校生徒だけを受け入れる学校なのだといいところがないような形に、今後、各高校でシミュレーションをして検討してもらうことになる。ただ、現行の入試制度を見る限り、それほど極端には下がってこないのではないかと思われる。

教 育 長 少し補足すると、先ほど名前が出た大志高校は、昼間部も夜間部もあり、様々な生徒が通いやすい設定にした市立学校である。不登校の生徒の受験を呼び掛けているわけではないが、通常、不登校の生徒は受験の上では不利になるため、結果として不登校だった生徒が受験することが多くなっている。

入学した生徒は、そこで再チャレンジというか、そこでもう1回学び直しをして、中には大学に行く生徒もいるし、就職のほうにもつながっている。高校3年の中で努力して、自分の道を歩いていくということが可能になっており、そういう点で、評価されている学校でもある。

今のは、定時制である大志高校の話だが、ほかの高校はほとんどが全日制である。そういう中で、あくまでも現行制度との比較ではあるが、結果として不登校などの生徒が、より受験しやすくなるような制度設計になろうかと思う。

里 村 委 員 大志高校以外の高校でも、不登校になった生徒たちにチャンスを与えようということか。

教 育 長 そういう趣旨と私は理解している。

高校教育課長 「積極的に不登校を受け入れる学校」というのは、定時制高校に限ったことではなく、また、「うちの学校は積極的に不登校生徒を受け入れます」というようなPRをするということでもなく、あくまでも制度設計をする上で、結果的に不登校の生徒が受験しやすくなるようにすることが可能となっている。

教 育 長 現在よりも、さらに受験しやすくすることが可能になるという理解でよいか。

高校教育課長 その通りである。

教 育 長 ふたを開けてみないとまだ分からないが、というところだ。

里 村 委 員 不登校の経験を持った子供たちも、また新しい気持ちで不登校にならないようなチャンスを与えなければいけないと思う。そうすると高校を選ぶときにレッテルを貼られるような状況があると、その効果が十分に出ないのではないかという心配だ。今の話では、ある子供たちに対してだけ 0.25 未満の換算率を適用するのか。そうすると、公平の問題にも関わらないか。

高校教育課長 例えば、ある高校で 0.25 未満にするとなった場合は、全員同じ選抜基準で行う。

里 村 委 員 そうすると、不登校の子供が合格しやすくなるわけではないのではないか。趣旨が貫徹しないように思う。制度的に矛盾があると言わざるを得ない。

高校教育課長 高校にはこれから過去の受験者の傾向からシミュレーションしてもらうのだが、例えば中学1年生、2年生で不登校経験者が多くて、3年生になって頑張ってきているという生徒もいるかもしれないし、いろいろ見てみないと分からないが、例えば1年生でなかなか学校に来られなかったという生徒の受験が多い高校に関しては、1年生については 0.25 未満の換算率にするなど、いろいろバリエーションが出てくると思う。

里 村 委 員 各高校の自由に任せるのではなく、教育局である程度のガイドラインを示さないといけないと思う。つまりバリエーションが出てくることについて、フリーになっている。それはこちらに責任があるのではないか。

教 育 長 そのあたりは今後、もう少し詰めなければいけないかと思う。

里 村 委 員 どこまでルールをつくるかということではなく、何もルールをつくらないのはやはり問題があるのではないかということだ。

学校教育部長 資料の5ページに調査書のサンプルがある。この調査書の換算率を 100%ではな

くて、25%から自由に換算できるということになる。調査書の右下のほうに欠席の状況という記載があるが、ここがまさに不登校かどうかという状況が分かる部分になる。今までだと、ここで欠席の日数が多いと、どうしても調査書の点数が低くなってしまふ。ただ、それは調査書というのはこの不登校だけではなくて、中学生時代の成績などを総合的に見ていくことになっている。つまり、調査書点の換算率を低くするからといって、その高校が不登校を積極的に受け入れているということに直結するものではない。仮に調査書点が悪くても、実際の受験のときに良い点数を取ればその生徒はその学校に合格できるという趣旨で設ける制度である。

もう一つ、各学校で自由に基準を設けることについて教育委員会としてどう考えるかということについて。各高校でまずは原案を考えるが、それは必ず事前に教育委員会に提出してもらい、教育委員会としても各高校の考え方を確認しつつ、高校ときちんと話をしながら適切な基準になるように努めていきたいと思っている。

教 育 長  
里 村 委 員

それはこれからである。

高校から提案が出て教育委員会も絡んで議論すると言っているが、その議論をするときの立ち位置がどうなっているのかということだ。こういう数字が出たら、それは少し偏っているから是正してくれないかとか、そういう立ち位置の説明がないと理解できない。運用面で各高校の様々な形の申請が出てくるのではないかという懸念をしている。

もう一つ、定時制である大志高校以外のところも不登校の子供たちをできるだけ入れようという、非常にいいマインドがあるわけだ。しかし、不登校で成績も良くない生徒を救ってあげなければいけないわけなので、欠席は多いけれども成績が良ければ合格するかもしれないというのは、私には理解できない。

学 校 教 育 部 長

調査書というのはあくまでも中学校時代の成績になる。中学校時代なかなか勉強も頑張れなかった、欠席も多かったというような生徒は、当然、調査書の点数が低くなる。しかし、その換算率を低くすることによって、実際の受験のときに良い点数をとれば、その生徒はその高校に合格できるという仕組み、そういう趣旨でそういう換算率を設けるということになる。

また、高校ごとの基準について、教育委員会としてどのようなスタンスで臨むかについてだが、新しい制度の概要がようやく固まったところなので、まだ明確なお答えはできないが、まずは、その高校でなぜそういう基準を設けるのか、どういう学校にしたいのか、どういう生徒を受け入れたいのかなど、そういうところをしっかりと聞いて、その考え方が適切なのかどうか、適切であれば、その考え方が今回の基準にきちんと反映されているのかということ、しっかりと学校と話し合っていきたいと思っている。

教 育 長

資料に「今後のスケジュール」とあるが、県立高校も含め各学校の求める生徒像や選抜方法などの詳細が、今後公表される。

高 校 教 育 課 長

求める生徒像については、各高校でこれから作成するという段階である。また、選抜方法等の申請は来年5月に出していただく予定で、仙台市だけでなく県全体で仮申請の内容を見て、また高校のほうに戻し、来年8月くらいに、求める生徒像や選抜方法等についての本申請をしていただく予定で考えている。

里 村 委 員

求める生徒像というのは、良い学生のイメージかと思う。しかし、今、議論しているのは、中学校でうまくいかなかった子供たちを、どうやって再起させるかとい

う話なので、各高校から出てくる「求める生徒像」に、そういった子供たちのことは出てこないのではないかと思う。

不登校の子供たちは一般的には必ずしも成績は良くないことが多いだろう。その子供たちが高校に入学して、再チャレンジさせようというのがこの趣旨だと思う。そのために、入学しやすいように評定のところの換算率を低くしようというものだ。制度自体は良いと思うが、実際の運用では、今申し上げたようにいろいろな問題があるように感じられるわけである。

もう一つ別の視点から言えば、ある高校でも不登校生徒を積極的に入れようとして、評定の換算率を低くしたとする。そうすると、換算率が低くなったことによって、不合格となる生徒も出てくるわけだ。そのことについてどう公平性を担保するのか。今、問題としているのは成績の良い生徒のことではなく、中学校のときに不登校で悩んだ生徒であり、その説明が私には理解できなかった。

学校教育部長 資料の2ページをご覧ください。同じ試験で、共通選抜と特色選抜という二つの採点方法で生徒を選抜するということになる。今、議論していたのは、まさに特色選抜の部分であり、良い点数を取れる生徒は共通選抜の採点方法が適用される。そういう多様な選抜方法を取るのが今回の趣旨であると考えている。

求める生徒像については、学校でそれをどう表現するかが一番難しいのかと思う。例えば、中学校時代、学校に通えなかった生徒でも、将来的に学びたいと、将来に向けて学びたいというような意欲を持っている生徒は必ずいるかと思う。そういう生徒が合格できるような生徒像、「将来的に学びたいという意欲を持つ生徒」というような、そういった生徒像が一つ考えられるのかなと思っている。

里村委員 それは一つのアイデアだと思うが、望ましい生徒像にそれを必ず書いてくださいと、そういうことを行政で指導しなければならない。

学校教育部長 まさにその通りだと思う。先ほど申し上げた高校からの仮申請の場面でしっかりと高校側と意見交換をしていきたいと思っている。

教育長 来年6月の申請までに、教育委員会としての一定のスタンスを決めて、不登校生徒に対する入試、受験についてももう少し明確にしていくことが必要だということだろう。

里村委員 できる子供たちへの教育だけが教育ではないから、今お話のあったように求める生徒像について教育委員会で大きなガイドラインを示して、それに沿って各高校で設定してもらわないと、新しい制度の意図は実現しないように思う。

求める生徒像については、各高校から出てきたものを検討するというのではなく、まずこちらから大枠を示すことが必要ではないかということで、ここでの意見は集約されてきたように思う。

教育長 そういう方向で事務局のほうでまた検討するということでよいか。

学校教育部長 県の教育委員会とも意見交換をしながら、適切な方法を進めていきたいと思う。

吉田委員 里村委員のご意見と関連するが、現行制度の課題を改善しようと新しい方向に踏み出したが、やはりそこにも新たな課題が生じているなというのが、この場で共有しているところかと思う。

不登校について、不登校であった子供たちを救済するということは大切な姿勢だが、それによって新たな不公平が生じる。その二律背反の状況をどう打破していくか。結論はなかなか出ないと思うが、これは慎重に深く考えていかなければなら

いと思う。

もう一つは、子供たちの持つ多様な可能性について応えるために、特色選抜が設定されている。この特色の部分で「求める生徒像」を出していくわけだが、簡単ではないと思う。例えば工業高校のようにいろんな学科のあるところは具体的に示せるが、普通科だけの高校の場合はどうなのかというところもある。やはり、簡単に結論が出せるものではなく、慎重に考えていっていただきたい。

花 輪 委 員 新制度の仕組みを確認したいのだが、ある受験者は、私は特色選抜で受験します、私は共通選抜で受験しますというのは宣言しないということで良いか。その場合、特色選抜では面接、実技、作文も課すことができると書いてあるわけだが、ある高校で特色選抜には面接を課すとしたときは、受験者全員に面接試験を課すということでよいか。

高校教育課長 そのとおりである。

花 輪 委 員 そうであれば、それは現実的に可能かとか、実際に制度は作っても、高校側でやらないのではないかなどと、いろいろ考えてしまう。

高校教育課長 現行の後期選抜では5教科の学力検査を実施するので、大体午後3時過ぎくらいまでかかる。新しい入試制度で、例えば全員に面接をするとすると1日では終わらない可能性もあり、高校によっては2日に分けて実施することも出てくる。

花 輪 委 員 あまりにも自由度が大き過ぎて、混乱してしまうのではないかという印象だ。共通選抜は一様ではあるものの学力検査点と調査書点の比重を変えることができるので、ここで自由度が増える。特色選抜では、学力検査の各教科の換算率を、調査書点の各教科・各学年の評定の換算率を変えることができ、さらに様々な自由度が出てくる。里村委員や吉田委員のご意見と同じく、それぞれの高校が、私たちはこういう生徒を受け入れて、このように教育したいから、こういう制度をやりますというふうに宣言するということが、本当に1対1で明確になるかという、ほとんど難しいのではないかなと思う。

学校教育部長 確かにいろいろな懸念はあるかと思うし、我々としても、今後、制度設計していくに当たって、いただいたご意見を踏まえて進めていく必要があると思っている。宮城県と共通のこの新しい制度は、青森県の事例を参考にしていると伺っている。青森県では実施してから数年経っているようなので、そういう先進県の実情なども何らかの機会に聞きながら、適切な制度づくりに努めていきたいと思っている。

里 村 委 員 この制度を入れるに当たって、もみが足りない。青森県で実施しているからおそらく良いのだろうということだが、青森県の教育委員会の方たちと皆さんとでは制度への理解の程度に大きな差があるのではないかなと思う。青森県で同じ質問をしたら、もっと別の答えが返ってくると思う。

教 育 長 この制度は県と市で一体となって実施していかなければならない。県では実施を決定しており、私どもも同じく実施していく必要がある。ただ、幸か不幸か私たちが所管する高校は少ないので、ご意見いただいたようなところを各学校長と協議して、制度に魂を入れ、現実的な着地ができるように進めていく必要があると思う。青森県へのリサーチもあるが、各市立の高校と個別に協議していきたいと思う。またお答えできる準備ができれば、ご報告したい。

原案のとおり決定

第 43 号議案 教育功績者の表彰について  
(秘密会) (一般職員部門、児童生徒部門、一般教育文化部門)

(総務課長 説明)

原案のとおり決定

第 44 号議案 教育功績者の表彰について  
(秘密会) (学校職員部門)

(教職員課長 説明)

原案のとおり決定

第 45 号議案 教職員の人事に関する事項について  
(秘密会) (教職員の人事異動について)

原案のとおり決定

6 閉 会 午後 5 時 17 分